

地方税財源の充実について

平成 23 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成 22 年度に比べて 0.5 兆円増額され、また一般財源総額については、前年度 0.1 兆円増の 59.5 兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革については、東日本大震災からの復興・復旧、歴史的な円高など喫緊に対応すべき様々な課題が山積する中、社会保障・税一体改革成案が決定されたものの、今後の方向性や進め方についてはいまだ具体的な前進を見ないところである。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 三位一体改革による地方交付税の不合理的な削減分を復元するとともに、平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。
- (2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

さらに、来年度予算編成に当たり、これまで地方が国に先んじて行ってきた行革努力など地方の実情に十分配慮し、一方的な交付税削減等を行わないこと。

- (3) 地域自主戦略交付金については、平成 24 年度に係る配分方法や総額など制度の全体を速やかに示すとともに、客観的指標を

用いた算定において、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮を盛り込み、密接に関連する社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金と併せて、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保すること。

また、対象となる投資的補助金を引き続き拡大するとともに、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とすることに加え、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

- (4) 国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成 23 年度中とされているものもあるが、依然として厳しい雇用情勢が続いており、かつ福祉・介護分野や林業・木材分野など基金需要が拡大している分野もあることから、事業期間の延長や、緊急雇用対策基金をはじめとした所要の基金総額の引き上げ、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組を可能とする要件の見直しなど、地方の実情を踏まえ、制度の見直しを図ること。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障と税の一体改革について、国と地方の協議の場において開かれた議論を速やかに開始し、地方の意見を十分に踏まえたものとする。
- (2) 社会保障 4 経費に限定することなく、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、社会保障全体を見据えた国と地方の制度全体の在り方を明確に示した上で、安定財源確保に向けた議論を行うこと。
- (3) 地方は、極めて厳しい財政状況の下、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、社会保障制度を支えてきた。国民に新たな負担を求める前提として、まず国において出先機関の廃止など徹底した行財政改革を行うこと。

平成 23 年 10 月 26 日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	二井関成